

## 資料4

### 広陵町自治基本条例の一部を改正する条例概要（案）

#### 1 改正理由

広陵町自治基本条例（令和3年条例第1号）第39条において、5年以内の条例の見直しが定められていることから、令和3年6月本条例策定以降に法令等の改正があったものについて、所要の改正を行うもの

#### 2 改正内容

##### ・個人情報保護に係る用語の整理

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が個人情報の保護に関する法律に統合されたことを受け、本町における個人情報に係る例規整備が行われたところ

広陵町自治基本条例における個人情報保護に係る規定においても、所用の用語の整理を行うもの

（第10条関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から適用する。

(案)

広陵町自治基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

広陵町長 吉 村 裕 之

広陵町条例第 号

広陵町自治基本条例の一部を改正する条例

(広陵町自治基本条例の一部改正)

広陵町自治基本条例（令和 3 年 5 月 広陵町条例第 1 号）  
の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「別に条例」を「法令等」に改め、同条第 2  
項中「前項の条例の規定を適切に解釈及び運用」を「法令等を遵守  
」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 広陵町自治基本条例の一部改正 新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>○広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）</p> <p>（個人情報保護）</p> <p>第10条 町は、町民の権利利益を守るために、<u>法令等</u>で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人情報の取扱いについては、<u>法令等を遵守</u>するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>○広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）</p> <p>（個人情報保護）</p> <p>第10条 町は、町民の権利利益を守るために、<u>別に条例</u>で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人情報の取扱いについては、<u>前項の条例の規定を適切に解釈及び運用</u>するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>